令和８年岬町要綱第１５号

岬町結婚祝金事業実施要綱

制定：令和８年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、本町の次代を担う世代に対し、その結婚を祝福し結婚祝金（以下、「祝金」という。）を交付することにより、未婚者の婚姻を奨励するとともに、町内への定着化を図ることで人口の減少を抑制し、本町の活性化の推進に資することを目的とする。

（交付対象者）

第２条　祝金の交付を受けることができる者は、令和７年６月２日以降に婚姻届を提出した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　夫婦ともに婚姻日から３カ月以内に本町の住民基本台帳に登録され同居し、かつ登録から継続して６カ月以上婚姻を解消することなく居住している夫婦であること。

⑵　婚姻日現在において、夫婦のいずれかが 39 歳以下であり、過去にいずれもこの祝金の交付を受けていない夫婦であること。

⑶　婚姻日前日を起算とした同一人との一年以内の再婚でないこと。

⑷　世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。

⑸　世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成２４年岬町条例第１８号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（交付額）

第３条　祝金は、夫婦１組につき５万円とする。

（申請及び決定）

第４条　祝金の交付を受けようとする者は、第２条第１項第１号の要件を満たした日から３０日以内に岬町結婚祝金交付申請書（様式第１号）に次の各号の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

⑴　戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

⑵　同意書（様式第２号）

⑶　誓約書（様式第３号）

２　町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町結婚祝金交付決定通知書（様式第４号）（以下「交付決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

３　町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町結婚祝金不交付通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第５条　前条第２項の規定により祝金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、岬町結婚祝金請求書（様式第６号）により祝金を町長に請求するものとする。

２　町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに交付決定者に祝金を支払うものとする。

（祝金の返還等）

第６条　町長は、虚偽又は不正な申請を行った交付決定者に対し祝金の交付の決定を取り消し、既に祝金が交付されているときは、交付金額の返還を求めることができる。

（個人情報の保護）

第７条　本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、岬町個人情報保護条例（平成１２年岬町条例第２８号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日より適用する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

⑴申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

⑵この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。